

件名	松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例
主管課	保険課
関係課	
改正対象	松前町国民健康保険条例（昭和40年4月1日公布松前町条例）
根拠法令等	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第58条第2項
改正理由	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）が、療養のために休業したことにより給与収入が減少した場合に、傷病手当金を支給するため。
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・附則に傷病手当金（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係るものに限る。）の支給等に関する規定を追加する。 ・本則中、「この町」を「町」に改める。 ・1条建ての章であって、章名と見出しが同一のものの見出しを削る。
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>令和2年3月24日付け厚生労働省通知</p>	